

今年度の活動のテーマは「憲法」

憲法を護り、戦争は絶対にくりかえさない!
地域から主権者教育を推進していきます。

中学・高校で学んだ憲法については、「三大原則」「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」とほんの限られた条文についてだつた」と、大人になつてから度々思います。国の悪意さえ感じることも、憲法についての学習が教育の現場で十分に取り上げられていないため、詳細までは理解できていない国民が、大多数ではないでしょうか。

アメリカでは、合衆国憲法について年齢に応じた教育が行われています。「憲法の理念に基づく市民育成が学校教育の全体の究極の目標」ととらえ、幼稚園から高校まで毎年目標が設定され日常の学習の中に取り入れられています。このように、憲法への理解を深めることで、一人ひとりが憲法と向き合い、自分なりの理解をしたうえで国会での論議を聞くことにより、一部の議論者だけで話し合って決めるのではなく、国民全体で決めていくという流れにつながるはずです。

一人でも多くの議論の輪に参加できるよう、憲法への理解をすすめるためにハテナサロン「憲法 いろは」を毎月開催しています。「注目ください!」

れることで、積み上げられることがあります。

私たちは、学校や日常で学び得なかつた日本国憲法を誰もが理解して、共通の理念を持つよう正しく学べる学習の機会を多く作っていくこと、そして多様な意見を尊重しつつ議論し、生活の場に活かすことが必要と考えます。

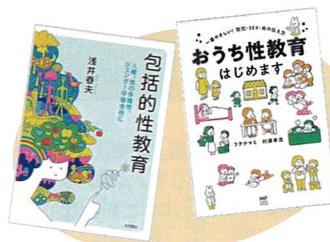
現在、「改憲を望む人が約4割を占め、わからないという人が約5割」という数字があがっています。今のところ国会での議論は中断されていますが、市民の意識啓発をすすめ、一人ひとりが憲法と向き合い、自分なりの理解をしたうえで国会での論議を聞くことにより、一部の議論者だけで話し合って決めるのではなく、国民全体で決めていくことが必要だとわかりました。

門下さんは、障害児・者の性が性被害で語られやすい環境を変えていくために、勉強会を重ねています。健常者と同様に発達障害、知的障害児・者にも生まれてから死ぬまで性のふれあいを楽しむ権利があります。「性について誰が教えるの?」と誰かに託すというより、周りにいる全員で学び合うことが必要だとわかりました。

教育現場では、2003年に養護学校での性教育がバッシングを受けてから指導が後退してしまい、学習指導要領では「性交について教えない」となっています。

東京都では性教育の手引きが改訂され、条件付きで教えることができるようになりました。しかし管理職は「保護者の了解」という言葉に敏感。「学校に通っている間は問題を起こしてほしくない」「寝た子を起こすな」という管理的発想もあることです。しかし現実的にはインターネット上で性情報があふれている上、日本の性的同意年齢は13歳。本来であればそれまでに、同意するのかしないのかを判断できる教育を受けなければならないはず。9~12歳で避妊に

たら、今もまだないのかもしれません。まだ国民的にレベルアップが必要な分野ですが、これからも発信していきます。



門下祐子さん
プロフィール

宮崎県で特別支援学校教諭として13年(間に2年大学院に通い)、医療的ケアが必要な小学部児童や自閉症や知的障害のある高等部生徒らの担任を務め、現在は筑波大学人間総合科学学院博士後期課程、「知的障害児・者の『性の権利』尊重のための包括的セクシュアリティ教育及び支援に関する研究」、執筆や講演活動、福祉事業所等で性に関する支援のアドバイスを行っています。

講談社現代ビジネスオンライン
記事掲載
知的障害者は
セックスしてはいけないのか?

